

○道路法第37条に基づく占用制限の指定区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	管理している事務所
一般国道	4号	岩手県盛岡市津志田町2丁目101番2から同市津志田町1丁目105番13まで	岩手河川国道事務所
一般国道	4号	岩手県二戸市釜沢字山道46番2から青森県三戸郡三戸町日時字上川原14番1まで	岩手河川国道事務所
一般国道	4号	岩手県紫波郡紫波町北日詰字東ノ坊10番18から同町北日詰字東ノ坊10番13まで	岩手河川国道事務所
一般国道	4号	岩手県紫波郡紫波町北日詰字朝日田259番1から同町二日町字北七久保244番3まで	岩手河川国道事務所
一般国道	4号	岩手県花巻市山の神476番1から同市山の神838番1まで	岩手河川国道事務所
一般国道	4号	岩手県北上市相去町字町字和田尻28番65から同市相去町字大末沢15番2まで	岩手河川国道事務所
一般国道	4号	岩手県胆沢郡金ヶ崎町三ヶ尻洪川2番3から同町三ヶ尻長根前11番3まで	岩手河川国道事務所
一般国道	4号	岩手県奥州市前沢古城字栗生沢162番から同市水沢真城字要害6番5まで	岩手河川国道事務所
一般国道	4号	岩手県奥州市水沢上姉体6丁目7番6から同市水沢東中通り2丁目133番1まで	岩手河川国道事務所
一般国道	4号	岩手県一関市萩荘字小萩3番4から同市萩荘字中町88番2まで	岩手河川国道事務所
一般国道	46号	岩手県盛岡市本宮字久保筋204番から同市中太田深持26番1まで	岩手河川国道事務所
一般国道	46号	岩手県盛岡市中太田深持26番1から同市上太田蔵戸前103番3まで	岩手河川国道事務所

○制限の対象とする占用制限

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

○占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。